



これからの看護界

日本私立看護系大学協会名誉会長・日本赤十字武蔵野短期大学名誉学長 堺 隆弘

日本私立看護系大学協会は年毎に発展し、今や100校を越える大きな組織になったことを大変力強く感じています。この組織力を看護の新しい改革に向け活かすことができればと思っています。この協会の名誉会長である日野原先生は機会あるごとに看護師の活動範囲を広げようと、年をとるとアグレッシブになるとおっしゃりながら熱心にPRされています。協会としても積極的な後援をしなければならないでしょう。

看護系大学の充実とともに看護師の役割は進化しつつあります。以前は実地臨床を主とする専門学校教育を受けた看護師が大部分であり、基礎看護教育を受けた看護学士は看護師のリーダーとしての役割が期待されていました。看護大学の増加とともに認定看護師あるいは専門看護師として、より専門的な分野での臨床活動が期待されるようになっていきます。同様にナースプラクティショナー（NP）も将来の看護専門領域として注目されています。

現時点で卒後の臨床能力についてはまだ不十分だという問題はあります。その実行力を養うためには当然ながら基礎看護教育のさらなる充実が基本になります。その上で診断、治療を念頭においたフィジカルアセスメントを行うことも重要であり、将来の看護活動につながります。

私の個人的な意見としても基礎看護教育の充実

とともに看護師の臨床能力を高め、実地臨床における守備範囲を広げる必要があると思っています。看護師の医療行為を拡大する必要があることについては、ほとんどの皆さんが認識されていると思います。医師法を変えるかどうかは将来の問題として、眼底を診る、心電図を読むなど多岐の臨床知識と経験を持つことは共同作業としてのチーム医療を十分理解するためにも必要です。

10年前に日本クリニカルパス学会が設立し、診療の場でのクリニカルパスが普及しています。多くの病院で一般的な疾病に対して医療の質向上のために治療、ケア、リハビリ、在宅と一貫した医療計画が立てられるようになっていきます。患者の医療をチームとして計画するため、疾患に対する幅広い理解が必要になりますし、将来は基本に沿った医療については看護師独自の判断で行うことが求められます。このことを推進する中心の力は看護チームであるのが多くの病院の現状です。

日本赤十字では災害看護教育を行っていますが災害時には看護師による初期医療が要求されます。法に抵触することがあっても人命優先から積極的に医療にかかわらなければなりません。また高齢化に伴って在宅医療、老人施設における看護師の役割が高くなっています。ある範囲では救急処置に看護師独自の判断が要求されます。

いくつかの大学でNPコースを開設あるいは検討

中であり、協会の2009年度年報のご挨拶にも日野原先生が聖路加看護大学でNPコースを開設すると述べていらっしゃいます。多くの識者は積極的に支援していますし、病院勤務医にとっても初期医療の共同作業としてNPの業務を大いに期待しています。

しかしながら、プライマリーケアを扱う一部の臨床医の間には医師法をもち出し、医療の領域を明確にすべきとの反対論も相変わらずあります。また医師の偏在による地域的な医師不足を補うための看護師の活動範囲を広げることには反対との意見もあります。

医師不足だから看護師の業務を拡大することと、現在の医師偏在とはまったく別の問題です。初期の診療行為は医師法にとらわれず融通性をもって医師と看護師の両者で行うことが患者にとってよい医療になるでしょう。初期医療の投薬についても同様です。診療あるいは投薬の実力あるNPが増加すれば間違いなく一般に認められ、その結果、法的問題は解決するでしょう。法に抵触することが若干あっても、患者のための医療を行うことを優先すべきであり、それが結果的に法を変えることにつながることを期待しています。

今専門看護師は全国で300名、認定看護師は6000名ほどですが、ほとんどの看護師が専門の看護に対する十分な待遇を与えられていません。この問題の基礎にあるのは毎年2200億の社会保障費の抑制であり、診療報酬の不備つまり長期右肩下がり現状があります。いままでどのような状態であったでしょうか。

診療報酬改正で診療録専任者がいればプラス加算がつくという改正が行われた途端、診療録認定の通信教育がパンクするほど応募者が多くなる、ごく僅かの感染管理加算が認められれば、感染管理の認定看護師が増える。癌化学療法、緩和ケアなどもそうです。残念ながらこのように診療報酬の改正にしたがって看護の専門職が多くなるという現実があります。

昨年の政権交代によって、診療報酬の改正つまり、10年続いた減額に見直しが行われ、医療崩壊が食い止められることを期待していました。しか

しながら診療報酬を審議、答申する中医協（中央社会保健医療協議会）の中でも診療側、支払い側の意見は対立し、答申ができないという結論になり、行政に一任ということになりました。しかし政府内でも厚労省と財務省との意見調整は難航し、やっと昨年末10年ぶりに0.19%のプラス加算という結論が出されました。

本来、看護職の専門領域の仕事に対してしかるべき報酬を認めるのが当然ですが、この程度の診療報酬の増額では病院として技能手当てを出すことは困難です。もちろん協会として専門職手当ての設定を強力に推し進める必要があります。もう一つの政策としては、すべての認定あるいは専門看護師の職域に対して診療報酬の面からプラス加算を設定するよう中医協に働きかけることも必要です。つまり感染管理の加算が認められれば感染管理の認定看護師が多くなることを逆手にとって、重症患者看護、慢性疾患看護等々の専門領域に専門看護師がいればプラス加算をつけるというような働きかけをすることです。同様にNPとして幅広い初期診療ができる看護師についてもこのような考え方を推し進めるべきでしょう。

看護師の診療領域を拡大することと、専門性を評価することとは異なった二つの問題ですが将来に向かって強力に推し進める必要があります。

- なかでも看護師の初期診療については、
- 第一に看護の基礎教育を充実すること、
- 第二に診療の場で十分に発揮できる臨床力を持つこと、
- 第三に看護師の初期診療での活動に対して法の見直しを答申すること、
- 第四に専門的な能力を持った看護に対して十分な報酬を与えること。

がこれからの課題でしょう。またわが日本私立看護系大学協会はこの4つの方針を推し進めるために十分な力を発揮することが望まれます。

看護界にとって日野原先生の力は絶大です。この意味で皆様方も先生の活動を支えるとともに、先生にも看護活動の発展に一層のご協力をいただくよう切望します。

理事会報告

平成21年度 第3回理事会報告

日時：平成21年11月21日（土） 13：15～16：20
 場所：日本私立看護系大学協会事務局
 （市ヶ谷 千代田ビル405号室）
 出席者：15名 委任状2名（全役員数18名）

審議事項

1. 協会ホームページリニューアルに関する件について審議された。配付資料「私大協ホームページリニューアルについて」を基に改訂内容が話し合われ、了承された。

報告事項

1. 各事業活動代表理事より、平成21年度事業活動経過と会計の報告が行われ、承認された。
2. 厚生労働省医政局から「保健師助産師看護師国家試験における試験問題の公募について」という協力依頼が来ているが、今回は協会としては問題のブラッシュアップまではせずに、個別に協力、参加してもらうよう事務局からご案内することとする。
3. 事務局より、平成21年度9月30日現在の中期決算について説明された。収入に関しては会費はすべて納入され、支出も予算通りであると報告された。
4. 事務局より、平成22年度の新規校について、現在のところ11校が見込まれると報告があった。また、今後、原則1校ごとにご加盟いただくことにしたいという意見が出され、了承された。
5. 事務局より一般社団法人化について、理事の皆様のご協力をいただき、12月1日を法人化期日として準備を進めていると説明があった。

その他

将来構想検討委員会の設置について検討され、次回理事会までに案を出していただき、理事、理事以外の方も含めて、委員を推薦していただくこととなった。

平成21年度 第4回理事会報告

日時：平成22年3月27日（土） 13：00～16：30
 場所：日本私立看護系大学協会事務局
 （市ヶ谷 千代田ビル405号室）
 出席者：12名 委任状4名（全役員数18名）

報告事項

1. 平成21年度事業活動報告及び決算（見込み）について各担当理事より報告された。
2. 事務局から以下のことが報告された。
 - ①平成21年度日本私立看護系大学協会決算（見込み）について、ほぼ予算通りである。
 - ②平成22年度看護系学部・学科等新設の11校の情報と、4月には昨年度までの未加盟校も含め、合わせて入会のご案内をする。
 - ③加盟校のうち対象校へ、平成21年度卒業式の祝辞をお送りした。
 - ④ご案内・ご招待をいただいた入学・卒業式と、開学等の新規校へ祝電等をお送りした。

審議事項

1. 長期・中期・平成22年度事業活動計画案及び予算案について審議され、承認された。
2. 平成22年度日本私立看護系大学協会予算案について審議された。また将来構想委員会の活動費が予算化され、以上承認された。
3. 平成22年度総会スケジュール説明の後、午後の講演会の講師と座長について承認された。
4. 理事について、定款に基づき、事業充実のため、地域と加入年を考慮した区分に従い、3名程度の増員することが確認された。

その他

名桜大学は公立大学法人名桜大学に移行する理由により、退会することが承認された。

平成21年度事業活動報告書

大学における学術研究に関する事業

日 時：平成21年9月27日（日）10:00～16:30
 場 所：東京ガーデンパレス
 担当理事：島内 節、野川 道子、飯田 加奈恵

1. 全体目的

私立看護系大学（短期大学を含む）の1）看護研究者の育成と看護学研究者のさらなる向上を目指して本会から研究費申請を選択し助成した。2）私立看護系大学における各種研究費申請状況と結果を把握し、獲得を高める条件と学術研究環境を改善するための方策を検討する。

紀要などに発表し、看護学研究に貢献した者に助成。

2. 若手研究者の研究助成で、看護学研究に関し、優れた研究を行っている若手研究者に助成。
3. 国際学会発表助成で、国際学会に参加し、将来性のある優れた研究を発表する者への助成。

2. 研究事業セミナーの開催

参加者 124名

3. 研究セミナープログラム内容

会長挨拶

近藤 潤子（天使大学学長）

研究助成事業

「看護学研究奨励賞」は3件中1件を採択、
 「若手研究者研究助成」は5件中3件採択、
 「国際学会発表助成」は6件中3件を採択した。

研究成果報告会は、平成17年度助成者1名、平成18年度助成者7名のうち6名の発表を行った（1名については、来年度発表）。

研究助成事業は、看護研究者の育成と、さらなる向上発展を奨励するために3つの研究助成事業を行っている。

1. 看護学研究奨励賞で、前年度に原著論文などを国際看護学雑誌、学術団体登録誌、所属大学の

第一部 研究助成事業報告会

（第一群）

- ・看護学生の危険予知能力を高めるための教材開発に関する研究

中原 るり子

- ・助産実践能力の習得プロセス ～2つの助産教育課程の比較～

桃井 雅子

- ・妊婦の姿勢保持に起因する随意的制御運動に関する研究 ～3次元モデルを用いた保健指導プログラム開発の試み～

水野 千奈津

- ・がん患者に対する漸進的筋弛緩法の効果に関する研究

近藤 由香

（第二群）

- ・日帰り手術に向けての幼児の自立性を親と協働して支援する看護介入プログラムが看護実践に与える影響 ～プログラムの臨床看護への応用を通して～

小野 智美

- ・外来に通院する統合失調症患者に対する社会復帰プ

プログラム実施の効果

吉野 賀寿美

・交通事故の被害にあって入院した患者への精神的ケアに関する研究 ～心理教育的アプローチツール及び精神的ケアマニュアルの開発に向けて～

佐藤 寧子

第二部 研究費獲得と研究環境づくり

1. 「日本私立看護系大学の研究費獲得と研究体制の現状：教員へのアンケート結果報告」

講師

日本私立看護系大学協会理事

島内 節

2. 「厚生科学研究費補助金制度の概要～厚生労働科学研究費申請と審査のポイント～」

講師

厚生労働省大臣官房厚生科学課
科学技術調整官

石原 美和

3. 「厚生科学研究費申請の戦略」

高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究 –研究成果の実用化–

講師

東邦大学名誉教授

辻 明良

4. 討論とまとめ

野川 道子・飯田 加奈恵

概要

1. 日本私立看護系大学での研究費獲得と研究体制の現状：教員へのアンケート結果報告

講師

日本私立看護系大学協会理事

島内 節

日本私立看護系大学協会の会員校での研究費の獲得、研究環境の実態がどうなっているのか、2009年7月調査の概要を報告する。

○勤務先大学での研究環境

勤務先大学での研究時間は1ヵ月のうち14%、教育時間は53%、事務作業は33%であった。研究時間は少ない。何とかして研究時間を獲得できる方法を各大学で検討していかなければならない。

○過去5年間の研究費獲得件数(平成17年度～21年度)

平成17年度～21年度の5年間の研究費獲得について述べる。最も多いのは学内研究費であるが、各大学で何らかの形で出しているためと思われる。次いで、文部科研、民間研究費、厚生科研費が続いている。

○職位別の5年間の研究費平均獲得件数

学長が多く10.3件、5年なので1年間平均約2件である。学部長・学科長・教授・准教授までは同じで、5.5件、講師3.9件、助教1.9件、助手1.1件と少なくなっている。

2. 厚生科学研究費補助金制度の概要

～厚生労働科学研究費申請と審査のポイント～

講師

厚生労働省大臣官房厚生科学課
科学技術調整官

石原 美和

厚生科研の申請と審査ポイントについて、話をする。厚生労働省の看護技官で、大臣官房厚生科学課で仕事をしている。この研究費の目的は行政的な支援政策に役立つ研究をすることである。

厚生科研は下記の4種類である。

厚生労働科学研究費補助金は、年間約480～490億である。研究の領域によって研究費の額に差がある。政治的な問題や内閣府の総合技術会議での色々な年度毎の、政策の意思決定によって、額が出てくる。

厚生科研の種類は枠内のとおり4種類である。

厚生科学研究費の種類

- ・一般公募型研究（競争的研究資金）
- ・指定型研究（特別研究含む）
- ・戦略型研究（大規模臨床研究）
- ・プロジェクト提案型研究

研究事業毎に評価委員会というのを設けている。事前評価（委員369人）は、採択のための委員、中間事後評価（委員291人）は、研究の途中で継続の適否を評価する、終了後の事後評価の委員会があり、委員が分れている。

以前は行政官もこの中に入っていたが、現在は競争的な評価をきちんとしようということで、行政官は入っていない。有識者であるが、ここに入ると評価をしている事業の中では、主任研究は入れないので、重鎮の人で、一回定年退職したような人が多いのが現状である。少し若手も入れようということで、委員の見直しもしている。委員名はすべてホームページに載せている。採択課題はすぐにホームページに載せ、採択されなかった課題については、その評価の結果を申請者に返している。

○事前評価指標

まず、採択のための評価が大切でそれは枠内のおりである。

厚生科学研究費助成の事前評価（採否）の指標

- (1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
 - ア. 研究の厚生労働科学分野における重要性
 - イ. 研究の厚生労働科学分野における発展性
 - ウ. 研究の独創性・新規性
 - エ. 研究目標の実現性・即効性
 - オ. 研究者の資質・施設の能力
- (2) 行政的視点からの評価に当たり考慮すべき事項
 - ア. 行政課題と関連性
 - イ. 行政的重要性
 - ウ. 行政的緊急性

3. 厚生科学研究費申請の戦略

高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究 —研究成果の実用化—

講師

東邦大学名誉教授

辻 明良

大事なものは、研究の目的（研究の必要性・その成果）であり、この研究に関連する国内・国外の研究状況や研究の特色、独創的な点も課題である。また、申請者のこれまでの研究歴、研究業績も重要である。研究費が採択になると、まず委員会をつくり、研究目的、調査の方法、調査内容などの検討を行い、調査結果の分析、まとめ、報告書の作成がある。ここでは感染対策マニュアルの作成・提示など、意志統一を図って進めた。結果は感染マニュアルを用いて高齢者施設などで活用された。

研究助成申請書内容

研究の目的

本研究は、高齢者介護施設における感染管理対策の実態を把握し、施設における感染管理対策のあり方を検討することを目的とする。

- ・全国高齢者介護施設を対象としてアンケート調査
- ・施設の感染管理体制の状況の把握
- ・職員への教育研修の実施状況の把握
- ・感染症対策に対する対応について把握、分析
- ・感染症対策のあり方を検討し、提言する

以上発表後に10分間の質疑が行われた。参加者の満足度アンケート結果は、とても満足、満足が約80%。特に厚生科研の採択のための評価ポイントの話は良い評価であった。

教育、学術および文化の国際交流事業

アジアでの看護交流

日 時：平成21年10月3日（土）
 場 所：TKP東京駅ビジネスセンター1号館
 担 当 校：九州看護福祉大学、吉備国際大学

近年、看護学領域の国際交流は著しく活発になっている。この事業では、看護学の教育・研究の立場から、欧米・アジアの看護学教育、特に質の評価や教育カリキュラムの標準化などの動きに注目し、情報を収集し、活用・公開すること、医療における看護師の役割・権限、専門性について、その現状及び動向を把握すること等、多くの課題がある。

開催の趣旨

2008年から、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定により、外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れが開始された。この事業は経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものであり、看護・介護分野の労働不足への対応ではないこと、受入れを適正に実施する観点から、国際厚生事業団（JICWELS）を唯一のあっせん機関とすることが定められている。何れにしる、わが国において、様々な反応が広がっている。

この研修会は、この事業について正確な情報のもとに理解するとともに、派遣国の看護師制度・看護教育制度を知り、既に実施されているなかでの問題点を検討するために企画したものである。

プログラム

- 会長挨拶
近藤 潤子（天使大学学長）
- 担当理事挨拶
二塚 信（九州看護福祉大学学長）
- 講演
経済連携協定による外国人看護師導入
～行政の立場から～
厚生労働省看護課長 野村 陽子
インドネシアにおける看護と看護教育の実態
兵庫県立大学地域ケア開発研究所教授
森口 育子
経済連携協定に基づく外国人看護師導入について
九州大学医学部保健学科准教授 平野 裕子
- 総括討論
司会
尾瀬 裕
（吉備国際大学保健科学部看護学科長）



講演主旨

野村陽子課長は行政担当者としての立場から、インドネシア及びフィリピンの経済連携協定の意義について述べ、両国間の貿易投資自由化、拡大、相互依存関係深化の法的枠組み整備であるとし、その一環として、看護師、介護福祉士候補者を受入れ、国家資格の取得のための必要な知識及び技術の取得（日本における滞在期間は看護師候補者は上限3年）、国家資格を取得した者は、看護師として引き続き就労可能な仕組である。そして、両国看護師等及び受入れ機関の責務、出入国管理上の取扱い、資格取得前の受入れ機関での就労、日本語の語学研修及び看護導入研修、受入れ施設の条件、病院における研修の要件、資格取得後の就労、受入れ調整機関によるあっせん、円滑・適正な受入れを実施するための措置等、受入れの実施に関する指針を詳細に解説した。

森口育子教授はインドネシア（特に南スラウェシ州）での25年間の地域看護の国際協力の経験を通じて、インドネシアの看護と看護教育の実態を紹介した。インドネシアの概況、保健指標と健康問題、保健医療政策と保健医療システム、保健医療施設と保健医療従事者、看護職の種類と勤務場所、看護教育の変遷と看護教育機関、南スラウェシ州における地域看護人材育成の国際協力について具体的かつ包括的に講演した。現在、看護系大学は13校、専門学校約500校と専門学校が主体であること、国家試験は無く、卒業を以って資格取得であること、保健医療システムが病院、保健所、総合保健ポストと地域階層制が明確であること、プライマリ・ヘルスケアの確保とその為の現場人材として地域助産師制度が力を発揮していること、そして、地域看護指導者育成の経験を述べた。

平野裕子准教授は受入れ病院及び外国人看護師への調査の経験から、看護師の国際移動のpush要因・pull要因、何故日本を目指すのか、病院は何故導入したのか、受入れ現場で今何が起きているのか、EPA課題とこれからの日本社会のあり方について具体的に詳述した。現場では、宗教に関連する摩擦、指導の仕方に関する行き違い、研修生として看護行為が出来ないことへの不満、病院の思いと外国人の看護師の思いとのギャップが紹介された。これからの課題として、来日前

に候補者としての看護業務の内容や日本の医療システム等について充分説明しておくこと、処遇条件（給与・保険等）について予め説明しておくこと、各病院が国家試験対策のためにどのような取組みをするのか充分説明しておくこと等があげられた。

総括討論

総括討論では、インドネシア、フィリピンの看護教育と日本の看護教育との共通点、相違点を明らかにすること、そのうえで、日本の国家試験合格のための研修プログラムやモデルを作成すること、ことに専門用語や日本語（特に漢字）習得の困難さがあげられた。病院側では、日本人スタッフへの良い刺激になることや、病院のグローバル化、また、将来の労働力不足を補うため等の期待をもって受入れているが、国の側での明確な研修計画の基準を提示して欲しい、病院への研修の丸投げに近い状況は困る等の意見が出された。野村課長からは、次年度には来日前教育をより充実させ、特に日本語教育を集中的に行う予定であることが紹介された。そして、日本看護協会とインドネシア、フィリピン看護協会が連携をもって、同じ看護師としてシンパシーを持って支えあうことが強調された。

出席者は38名と比較的少数であったが、密度の濃い講演、討論が行われ、趣旨に即した研修会となった。

（文責：担当理事 二塚 信）



大学における教育に関する事業 — 看護学教育

学士課程の看護研究授業における「論文のクリティーク」

— 論文タイプ別にクリティークを試みる —

日 時：平成22年1月9日（土）10:00～16:30

場 所：日本青年館

担 当 校：藍野大学、鹿児島純心女子大学、聖マリア学院大学

大学における教育に関する事業には、「看護学教育」と「教員の資質向上に関する事業」の二つがある。看護学教育の一環として看護基礎教育における看護教員の看護研究授業力・教育力を図ることを目的に、「学士課程における看護研究の教育目標・教育方法」について実施した平成20年度（第1回目）に引き続き、21年度（第2回目）は「学士課程の看護研究授業における論文のクリティーク」をテーマとしてセミナーを実施し135名の参加を得た。

以下、その概要を報告する。詳細については別途「報告書」を参照されたい。

開催の趣旨

学士課程における看護基礎教育の中で、看護研究の授業や卒業研究活動をどう指導するか、教員にとって大きな課題であろう。研究指導の際に展開されるクリティークに関する授業力・教育力の向上が必要であろうと考えられる。そこで当事業では、学士課程の看護研究授業における「論文のクリティーク」を今年度のテーマとして、査読審査を通過し学会誌に掲載された論文のクリティークに取り組んでいただき、その過程や評価方法を身につけていただく機会としたい。

研究活動や研究指導は、それぞれのバックグラウンドによって様ではないと思うが、あくまでも相手の言いたいことを客観視できる力、クリティークをするための力を得るということを今回のセミナーの目的と位置づけたい。

プログラム

○会長挨拶

近藤 潤子（天使大学学長）

○第1部 論文クリティークの報告（10:10～12:00）
司会進行

矢野 正子（聖マリア学院大学学長）

①質的研究方法を用いた論文のクリティーク

聖路加看護大学看護学部看護学科精神看護学教授
萱間 真美

②実験研究論文のクリティーク

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻教授

阿曾 洋子

質疑応答（10分）

○第2部 ワークショップ（13:00～15:00）

— 論文タイプ別にクリティークを試みる —
オリエンテーション

高平 百合子（鹿児島純心女子大学学部長）

グループワーク（13:10～15:00）

17～22名編成の7グループ（A～G）で実施

A：実験研究論文

B：量的研究論文

C：量的研究論文

D・E：質的研究論文

F・G：質的研究論文

発表準備・コーヒープレイク（15:00～15:30）

○第3部 ワークショップ報告会（15:30～16:30）

司会進行

高橋 克弘（藍野大学教授）

各グループによる発表（15:30～16:10）

質疑応答を含む5～6分／グループ

講師による講評およびまとめ（16:10～16:30）

閉会挨拶

実施内容

次に実施内容の概要を示す。

第1部 論文クリティークの報告

① 質的研究方法を用いた論文のクリティーク

聖路加看護大学 精神看護学教授 萱間 真美

質的研究をクリティークするときには独自の枠組みがあるのではないかとの見解で、質的研究方法を用いた学位論文審査のためのガイドラインの評価項目19項目について、その評価基準を示しながら具体的な説明がなされた。また、『看護研究』掲載論文を例に挙げ、その論文が何故いいのかについて、論文の重要性が明確であること、結果の厳密性を確保する方法が明確であることその他、新たな知識を生み出している点や看護実践への示唆が明確であることを評価され、質的研究でなければならない必然性に目を向けることの大切さを示された。

② 実験研究論文のクリティーク

大阪大学大学院 保健学専攻教授 阿曾 洋子

「クリティークの過程と実際」という形で、実験研究論文に関する研究の目的Vs.研究方法について項目毎に具体例を示しながら説明がなされた。研究テーマと研究目的の整合性、研究目的からみた研究方法の合理性をきちんとみること。研究方法では、対象、測定指標、測定方法、測定機器、実験手順、データ処理分析、倫理的配慮などの全てをみていく必要があること。研究結果の適切性、信頼性、あるいは研究結果と考察の合理性、正当性、妥当性を客観的にみていく力を育てる必要性を示していただいた。

第2部 ワークショップ

—論文タイプ別にクリティークを試みる—

7グループに分かれて、第1部の学びを活用しながら論文タイプ別にクリティークを試みた。ワークショップには、事前学習（日本看護科学学会誌より精選された5つの論文のうち2つの論文）として提示された論文をもとに活発なディスカッションがなされた。



第3部 ワークショップ報告会

各グループの代表者によって、項目に沿った具体的な意見が客観的に説明された。目的とテーマがずれていないか、分析のプロセスが読み取れない、結果と考察の内容が一致しない、などの指摘や、グループでのクリティークは研究を学ぶよい方法であった等の意見があった。

講師からは、研究課題のもつ社会的インパクトについてコメントがなされた。また、クリティークは批判だけになってしまわぬよう文献の貢献するところ・生かせるところを出していくこと、教育効果としてどういう文献を取り上げるかなど重要なアドバイスがあった。5つの論文すべてが学会誌の査読を経ていることも考えねばならない、という意見もあった。

終わりに

今回のセミナーでは、研究クリティークに関する講師による適切なガイドラインが示されたことで、参加者による積極的なグループワークが行われただけでなく、グループの発表に対する省察的なコメントにより、今後の看護教育に役立つ成果と研究に取り組む視点がより広がったのではないかとと思われる。

(文責：聖マリア学院大学 石橋 カズヨ)



加盟校のユニークな取り組み〈昭和大学保健医療学部看護学科〉

4学部合同のチーム医療教育プログラム

昭和大学では、平成18年度入学生より、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部4学部合同の1年次全寮制をとりいれています。寮生活では、学習室と寝室を4学部混成の学生4名が共同で生活をするという、これまでにない取り組みを実施しています。さらに、チーム医療を担うための協調性と柔軟性を培えるよう、さまざまな新しいカリキュラム運営を行っています。そのいくつかをご紹介します。

1. 1年次学部横断教育「チーム医療の基盤」

チーム医療を担うための協調性と柔軟性を培うための教育カリキュラムの一つが、4学部合同の「チーム医療の基盤」という科目です。「将来、患者中心のチーム医療の実践に必要な人間関係の基盤を築くために、医系総合大学の特徴を生かした4学部学生のそれぞれの視点からの討議をもとに、健康に関わるさまざまな場面における問題解決のプロセス、各職種の役割と連携を相互に理解し、協調しながら問題解決策を提示することのできる態度および技能を身につける」ことを目標に、PBLチュートリアルによる問題解決型の小グループ討議を中心にした教育です。

600名の学生を1グループ、4学部混成9-10名に分け、学生生活に身近なシナリオや、人間の尊厳を尊重する態度と生命への畏敬の念を育むようなシナリオをもとに実施しています。それぞれ背景の異なる学生たちが一つのシナリオをもとに、様々な視点、角度から学習、討議をしながら学んでいきます。そのためには4学部の教員も連携、協力しながらチューターを担い、教育にあたっています。

これらの成果は、いくつかの優秀グループが秋季父兄会で発表し、保護者の方々にも学習成果を実感していただいています。

2. 4学部合同の早期体験実習

もう一つが今年度より開始された4学部合同の早期

体験実習です。これまでは、各学部独自に早期体験実習が行われていましたが、今年度から学部合同のスケジュールで実施されました。

目標は「将来、多様な背景を持つ人々に、誠意を持って、適切な対応が出来る社会性ある医療人になるために、保健・医療・あるいは福祉等にかかわる病院・診療所・薬局・福祉施設・支援学校等（各施設と表現する）での体験実習を行うことにより、人間関係を築く基本的態度を養うとともに、医療チームの一員としての自覚を持ち、専門教育へのモチベーションを高める」です。

実習期間は3週間で、最初の1週間は、事前学習として、実習概要、早期体験実習のシナリオを使ったPBLチュートリアル、ハンディキャップ体験およびポートフォリオの説明が行われました。残りの2週間で、1グループ4~5名で、病院実習、福祉施設・支援学校実習、救急蘇生・一般救急体験実習、および学部専門実習が行われました。これらの実習施設は、昭和大学関連病院のみならず、富士吉田市周辺の病院や施設、薬局等に多大なご協力をいただいています。多くの施設で実習させていただいているので、各施設への送迎が早朝から時間差で行われ、一大イベントになっています。それには教員、事務職員、食堂の職員等が連携をとりながら運営します。学生は、初めての経験のため緊張もしますが、多くの学びをお土産に持って帰ってきます。

こうした3週間の学びを実習最終日に、グループ毎に学びを整理し発表できるようにまとめます。午後から発表会を行い、成果を全体で共有できるように計画しました。この成果についても、優秀グループが秋季父兄会で発表し、保護者の方々に学生の学習プロセスと成長ぶりを確認して頂いています。

3. 4学部合同の「チーム医療演習」

さらに平成20年度より、医学部、歯学部、薬学部学生は4年生、保健医療学部（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）学生は3年生が、4学部合同の小グル



A E D・心肺蘇生



福祉施設実習



外傷・救急処置



3年次PBL「チーム医療演習」



ハンディキャップ体験



3年次PBL「チーム医療演習」

ープ学習「チーム医療演習」を実施しています。これは、提示された患者症例について全員で討議し、問題解決にあたるというPBLチュートリアル学習です。この教育プログラムでも4学部混成のグループ編成で、3日間を使って症例の検討をしていきます。それまでの各学部での専門教育の学習成果を活用しながら、各専門の視点で具体的に症例の問題解決に向けた討議が活発に行われます。最終日には、その成果をグループ毎に発表し、学びを共有します。積み重ねてき

た学習の成果が持ち寄られ、学生の成長ぶりが確認できる、教員にとっても楽しい発表会です。

昭和大学のこうした4学部合同の教育プログラムは、今後さらに積み重ねられていき、4学部合同の実習カリキュラムを現在計画しています。

卒業後の活躍が期待されるチーム医療教育プログラムをご紹介致しました。

(文責：菅原 スミ)

加盟校のユニークな取り組み〈埼玉医科大学保健医療学部看護学科〉

病むことの心理

— 患者中心の医療実現を目指した、当事者講義を導入した看護学教育の試み —

1. 「病むことの心理」の科目設定のいきさつ

本学看護学科のカリキュラムは、「看護は人間をみる」を基本に置き、「生活している人間の理解」「看護の対象としての人間の理解」をベースに、「看護専門職に必要な基本的知識・技術・態度の修得の3本柱を立てて組み立てられている。

「生活している人間の理解」においては、看護の対象も看護者も同じ人間であるということ、いつか自分も病むかもしれないひとりの人間として、あるいは日常生活の中で医療の対象としては存在していなくても、不安を抱え、痛みを抱え、苦しみを抱えて毎日を懸命に生きている自身を見つめること、それにより、患者と対等の関係で病む人の立場に立てる能力を養っておきたいと願っての柱である。そこには、哲学、文学、文化人類学、倫理学、生命倫理、生命科学、社会学、教育学、人間工学といった科目等で構成している。そして、「看護の対象としての人間の理解」においては、看護の対象である病む人の理解のために必要な知識としての「人体の構造と機能」「食物・栄養学」「生化学」「カウンセリング論」等を配している。第2の柱の中には、「看護におけるコミュニケーション論」と、今回紹介させて頂く「病むことの心理」を演習として30時間1単位を入れている。

2. 「病むことの心理」の科目のねらい

平成18年の看護学科開設時の「病むことの心理」の科目設定のねらいは、「病むことにより多くの人は、身体的苦痛のみならず精神的苦痛や葛藤、スピリチュアルな苦悩をもつ。そこで看護師は、病むことの意味を深く理解し、病む人々の心理的過程、つまり苦悩や後悔といった否定的な感情体験を持つ一方で、少しずつ期待や希望を見出していったり、体験を意味づけていく過程を推察できることが必要になる。患者の行動から患者の心理を推察できるために、人間としての不安や防衛の心理、危機理論、喪失理論を学ぶ一方、患者会の活動の基礎的知識を習得し、患者会のメンバーに病者体験を聞くことにより、病むことの心理、ある

いは病むことの意味を理解する」とした。「病む人の心理」ではなく、「病むことの心理」としたのは、「病む人」とすることは、現在病んでいない学生が、看護の対象の心理として聞くに留まるのではなく、わが身をそこに重ねて聞いてほしいという意味をこめている。「病むこと」とすることで、いつか自分も同じ人間として「病む」を体験するかもしれないと考えつつ学び、若くて健康な学生が、病んで苦しんで、それを努力して超えておられる姿から、相手の立場にたつ思いを体験してほしいという意図がある。

3. 「病むことの心理」の当事者の講義の実際

授業構成は、15回90分の講義のうち4回を患者会の方に講義して頂いている。なぜ、患者会なのか。最も重要なねらいは、提供される講義内容が単にその当事者個人のものではなく、患者会の複数のメンバーによるその疾患特有のつらさなどを共有された体験として語って頂けることにある。こうした患者会への講義依頼の交渉は、この科目担当であり、多くの患者会との接点をもって活動している教授が行っている。平成21年度の第1回では「慢性疾患と共に生きる」として50歳代の女性の方が、慢性関節リウマチゆえの慢性疼痛と、日々の生活上の不自由を抱えながら生きてきた思いを、第2回「がんと共に生きる」では、やはり50歳代の乳がんの方が再発と余命を告知された後も生き抜いてきた思いを、第3回では「難病とともに生きる」として20歳代の若い女性が、I型糖尿病のために幼少時よりセルフコントロールし続けてきた思いをそれぞれ語った。そして、第4回は「障害とともに生きる」とテーマして40歳代男性患者による講義が行われた。こうした方々のお話を聞くにあたり、学生には自己学習としてそれらの疾患について調べ、グループにて互いに意見交換をし合っておくのが学生側の準備であり、おいで下さった方々への学生の責任として行わせている。いずれの講義も学生は真剣なまなざしで、時には涙ぐんで講義を傾聴している姿がある。

第4回目の「障害を生きる」は、筋萎縮性側索硬化症の男性患者Aさんのお話であった。発症以来8年間、

この疾患とともに生きてこられた方は、妻、娘の他に、保健師、介護士等に見守られ、人工呼吸器をつけ、大きなストレッチャーに乗って大学まで来て下さった。かなり状況が進行しておられるその方は、こうして出かけてくることを、自己主張したいため、社会貢献をしたいためと言われた。自由になるのはまぶたの動きだけといった方であった。しかし、その方に出会った瞬間、目の輝き、にこやかな笑顔に驚かされ、また、懸命に私どもに伝えられようとする姿の中に、口では表されない生きることの尊さを感じさせられた。Aさんが大学に出向くことに対しては、家族をはじめこの真剣に生きられる生命を守るものとしての周囲の方々には、大きな迷いがあったと聞く。交渉は非常に緻密に、迎え入れる側の安全確保の責任にも多くの心配りの必要があった。隣接している大学病院とも話し合い、準備は進められた。講義は、まぶたで操作して自ら作られたパワーポイントをもちい、娘さんの語りで伝えられた。その学習効果は、学生の声を示すことで納得して頂ける思う。学生の感想文を部分的に取りだし紹介したい。ひとりの学生は、「呼吸器をつけている人は、人間の基本的欲求でもある“食べる”という行為が出来ません。Aさんは寝たきりの生活で食べることができず辛い、と言っていました。私たちは普段何も考えずに食べ物を食べているが、当たり前なのが当たり前前にできることはとても幸せであるのだと感じました。」と書く。また、ひとり「事前学習から、ALSは自分の意識がはっきりしていて、頭ですべてが分かっている中で、だんだん体が動かなくなっていくという怖い病気なのだということを感じました。実際の当事者の方の思いなどは調べた中では情報がなかったので、今回の講義で、当事者の方の思いや医療従事者への思いなど、とても詳しいお話が聞け、全部理解できたなどは軽々しく言えませんが、病気のことや、当事者の思いを理解できたのかなと思いました」と書いている。



また、第3回のI型糖尿病のBさんの話からの学びについても、学生は、「Bさんは、私たちと同じ20代であるが、私たちが普通に過ごしてきた小学校から高校や社会生活などの時間を辛い思いで過ごしてきているということお話しして下さいました。みんなと同じことが普通にできないこと、インスリン注射による低血糖の怖さから補食をとり過ぎたり、自分を責めたり、自己管理ができないことを情けなく思ったりと、顔で笑っていても心で泣いている状態だったと聞き、私もIDDMの子どもを受けもったことがあり、その時その子は笑顔でいることが多かったが、Bさんのような気持ちでいたことを改めて感じ、病気を抱える方の辛さを改めて学んだ。その中でもBさんの“変わりたいけど変われない……。でも、変わるんじゃなくて変えられるものを自分の生活の中に取り入れていくことが必要なんだ”という言葉が印象に残り、そのような気持ちが今の前向きなBさんにしたのではないかと感じた」と記している。そして、後日、講義して下さいました方々に学生の感想文をお送りする。「行ってよかった」は、講義して下さいました方々のお返事である。



専門家よりも当事者が自分自身のことをいちばんよく知っている。だから、当事者の声に耳を傾けることによって、困難を極めていた他者の思いを理解するという課題が学生の中で解決に向かえ、しかも、その真剣に生きる姿から、人間として、看護者としての生き方も学んでいるのである。「患者から学ぶ」とは、患者様の辛い体験から学ぶのであれば、学ばせて頂いた者はそれを看護に生かすことによって最大の報いになるのであろう。

学生のこうした学びを大切に生かしていくことが、この講義にご協力下さった病む方々への感謝の思いであることを念頭に、評価しつつ、慎重に当事者による講義を生かしていくべく努力したい。

(文責：岡部 恵子、松下 年子)

事務局からのお知らせ

平成22年度 研究助成 応募受付中

応募〆切は5月15日（土）です。（当日消印有効）
 詳細は、協会ホームページ<http://www.spcnj.jp/>をご覧ください。

■問い合わせ先：03-5879-6580
 jpnucs@jade.dti.ne.jp

■送付先：
 〒162-0845
 東京都新宿区市谷本村町3-19千代田ビル405
 一般社団法人 日本私立看護系大学協会事務局宛

平成22年度 総会のお知らせ

■日 時：平成22年7月9日（金）11：00～18：00
 ■場 所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）
 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
 ※午後の講演会
 「私立大学の質保証」（仮題）

ホームページのリニューアル

ホームページがリニューアルされました。
 セミナーの申込等もホームページから直接できるようになりました。どうぞご活用ください。
<http://www.spcnj.jp/>

一般社団法人
日本私立看護系大学協会
 Japan Society of Private Colleges and Universities of Nursing

文字サイズ 標準 大

看護及び看護学教育・研究の進歩発展を目指して
 日本私立看護系大学協会は、会員相互の提携と協力により、
 積極的に事業活動を推進します。

組織の概要
 ● 協会について
 ● 会長挨拶
 ● 沿革
 ● 活動内容
 ● 役員一覧

加盟校情報
 ● 加盟校一覧
 | 五十音 | 地域別 |
 ● 入試情報

事業活動
 ● 会報
 ● 研究助成
 ● セミナー情報
 ● 講演一覧

会員専用ページ入口
 ID
 パスワード
 ログイン
 ID、パスワードは会員各所に発行
 しております。不明な場合は、責
 任者にお問い合わせください。

一般社団法人
日本私立看護系大学協会
 〒162-0845
 東京都新宿区市谷本村町3-19
 千代田ビル405号室
 TEL 03-5879-6580
 FAX 03-5879-6581

事務局からのお知らせ

2010.1.10 アンケート 「研究についてのアンケート調査」
 2010.1.10 セミナー 教育セミナー『安心・安全な教育環境の構築に向けて』開催
 2010.1.1 お知らせ 研究助成の募集を開始しました。
 2009.12.22 セミナー 教育セミナー『学士課程の看護研究授業における「論文のクリティク」』開催
 2009.12.1 お知らせ ホームページをリニューアルしました。

▶ 過去のお知らせ

リンク | お問い合わせ | サイトマップ
 Copyright © Japan Society of Private Colleges and Universities of Nursing. All rights reserved.

原稿募集

あなたの学校をアピールしてみませんか

募集1. 加盟校のユニークな取り組み

内容

大学として取り組んでいる、学生や教員あるいは地域の人たちを対象にしたユニークなプログラム。

原稿

2000字程度
(写真400字換算を含む)

原稿発送先

添付ファイル（テキストファイル）にて下記の事務局メールアドレスに電子メールでお送りください。

原稿掲載

原稿は順次掲載致しますが、掲載時期については広報担当者にご一任ください。

募集2. 我が校の国際交流プログラム

内容

学生・教員を対象とする海外交流プログラムについて、その内容と参加者のレポート。

原稿

2000字程度
(写真400字換算を含む)

原稿にはできるだけ活動中の写真を含めてください。

募集3. その他

トピックスや会員校間で共有したいニュースがありましたら、お知らせください。



編集後記

平成21年4月には、H1N1新型インフルエンザの初発患者がメキシコで報告されて以来、わずか9週間で世界中に蔓延しましたが、平成22年の春になってやっと終息がみられてきています。実習科目が必須である看護系大学の教員もこれまで経験したことがない事態の対応に追われた1年でした。

さて、会報23号は、平成21年度に実施した事業活動の報告を中心に構成しましたが、これらの活動に参加

する会員は年々増加してきており、うれしい限りです。「加盟校のユニークな取り組み」についても昨年同様、私立大学ならではの興味深い教育活動を紹介しております。広報委員会は、今後も加盟校の活動や会員の声を紹介していきたいと考えておりますので、皆様からの投稿やご意見をお待ちしております。

(愛知医科大学 土井まつ子)

日本私立看護系大学協会会報 第23号

発行者：日本私立看護系大学協会 <http://www.spcnj.jp/>
〒162-0845 新宿区市谷本村町3-19 千代田ビル405号室
TEL 03-5879-6580 / FAX 03-5879-6581 E-mail jpnacs@jade.dti.ne.jp
編集責任者：土井まつ子 溝口満子

編集

愛知医科大学看護学部
伊藤真由美 大谷恵
東海大学健康科学部
石井美里 森祥子 白石知子
東海大学医療技術短期大学 熊谷智子
印刷所 山菊印刷株式会社